

東京都内の事業者のみなさんへ

東京都の条例^{※1}では、**自転車**利用中の事故により、



**他人にケガをさせてしまった
場合などの損害を賠償できる保険等^{※2}**

への加入が義務となっています!!



※1東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
※2自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

令和2年4月1日から

**自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等に
加入している必要があります。**

自転車利用者（未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に加入しなければなりません。

自転車を業務で
使用する事業者

業務中の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。
事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車
貸付業者

- 借受人の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。
- 自転車貸出時などに、借受人に対して、貸付自転車が加入している保険等の内容に関して情報提供しましょう。

お願い

自転車小売業者・自転車を利用して通勤する従業者がいる事業者

- 自転車購入者や自転車通勤者が、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認しましょう。
- 未加入の場合は、自転車損害賠償保険等への加入について情報提供しましょう。

自転車利用者の加入状況の確認や、保険等の種類を情報提供するときは、裏面のチェックシートを活用してください!

既に加入している保険等に付帯されている場合もあります!

裏面へ



自転車損害賠償保険等への加入状況をチェック !!



個人賠償責任保険に加入または
TSマーク (点検日から1年以内) が貼られていますか？

わからない

下記①～⑧のいずれかの保険に加入していますか？
(保険証券等で確認してください)

はい

はい

いいえ

加入している下記①～⑧の保険に
個人賠償責任保険が付帯されていますか？

はい

わからない

いいえ

いいえ

すでに
自転車損害賠償保険等に
加入しています。

ご契約の保険会社・共済に
ご確認ください。

※相当する補償がない場合には、
加入が必要です。

自転車損害賠償保険等への
加入が必要です。

確認いただく保険・共済契約

- ①「自転車保険」等の名称で販売している傷害保険とのセット商品
- ②自動車保険 (特約)
- ③火災保険 (特約)
- ④傷害保険 (特約)
- ⑤クレジットカードなどの付帯保険

団体
保険

- ⑥会社等の団体保険
- ⑦PTAの保険など学校・大学で加入募集を受ける保険
- ⑧交通安全協会の自転車会員として加入している保険
(自転車事故による損害賠償のみを補償)

確認いただきたいこと

①～⑧の保険・共済に加入しているか確認
してください。

これらの保険・共済に「個人賠償責任保険」
が契約 (付帯) されているか確認してください。

【個人賠償責任保険】

個人又は同居の家族が、日常生活で誤って
他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、
法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害
を補償する保険です。

※日常賠償責任保険、賠償責任共済といった
名称も同様な保険です。

※十分な賠償資力が確保されているか、契約
している保険等の保険金額も確認しておき
ましょう。

TSマーク付帯保険



(点検整備された自転車の車体に付帯された保険)

TSマークの色により補償条件が異なります。点検日から1年
以内のTSマークが自転車の車体に貼られているか確認してください。

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都都民安全推進部のHPをご確認ください。

東京都 自転車利用中 保険

検索

